

入所の受付方法

1 保育園を探す・選ぶ

保育園等の様子を見たり、保育の内容を聞いたりして、保育園等を選択できます。

保育園 紹介



保育園紹介のホーム
ページはこちらから！

未就園児 交流



未就園児交流のホーム
ページはこちらから！

市内保育園等の一覧

No.	種類	施設名	電話番号	入所受付日
1	公	ちの保育園	72-3076	10月12日(土)
2	公	宮川保育園	72-2601	10月26日(土)
3	公	宮川第二保育園	72-2589	10月18日(金)
4	公	玉川保育園	72-3265	10月26日(土)
5	公	湖東保育園	78-2637	10月10日(木)
6	公	豊平保育園	72-2925	10月25日(金)
7	公	北山保育園	78-2330	10月17日(木)
8	公	中央保育園	72-2602	10月16日(水)
9	公	米沢保育園	72-6249	10月24日(木)
10	公	金沢保育園	72-2419	10月18日(金)

No.	種類	施設名	電話番号	入所受付日
11	公	泉野保育園	79-3639	10月22日(火)
12	公	小泉保育園	72-7401	10月11日(金)
13	公	みどりヶ丘保育園	72-0333	10月23日(水)
14	公	中大塩保育園	72-3126	10月22日(火)
15	私・認	玉川どんぐり保育園	82-5588	10月19日(土)
16	私・認	わかば保育園	72-7016	10月19日(土)
17	私・認	よこうち認定こども園	75-1120	10月12日(土)
18	私・認	ちのせいぼ幼稚園	72-3512	10月24日(木)
19	私・認	野あそび保育ささはら	76-2512	10月17日(木)

※公…公立保育園／私・認…私立認定こども園

2 書類の準備《配布：9月2日(月)～》

入所申込に必要な書類一式を取りに行きます。

『保育園等入所の手引き』を参考に申請書の作成と「保育を必要とする事由」にあてはまる書類を準備してください。



「保育を必要とする事由」の
確認書類はこちらから！

配布場所	配布時間	配布期間
市内の保育園・認定こども園	9時30分～15時(平日のみ)	9月2日(月)～9月20日(金)
0123広場(ベルビア3階)	10時～17時(木曜日は休館)	
茅野市役所(幼児教育課6階・72番窓口)	8時30分～17時15分(平日のみ)	9月2日(月)から随時配布

3 入所受付《申込期間：10月10日(木)～10月26日(土)》

- 受付日 上記「市内保育園等の一覧」の受付日でご確認ください。
 - 場 所 保育園・認定こども園(できるだけ第一希望の園で受付してください。)
 - 内 容 受付・面接(お子さんと一緒にお越しください。)
 - 持ち物 詳細は、配布する『保育園等入所の手引き』をご確認ください。
- ※各認定こども園(上記No.15～19)に1号認定児童として入所を希望される場合は、各園の受付日に必ずお越しください。市役所やその他の園では受付できません。

ちのせいぼ幼稚園 入所説明会

- 10月1日(火) 10時～
 - 詳しくは、園にお問い合せください。
- ☎72-3512

4 入所の決定(令和7年2月中旬)

令和7年2月中旬に「保育所(園)入所承諾書」を郵送または保育園等を通じてお渡します。

※年齢ごとの受け入れ可能人数を超える申し込みがあった場合は、第一希望以外の保育園等に入所していただく場合があります。

以下の保育園に入園希望の場合は直接園にお問い合わせください。

- しゃれんどきっず園 ☎82-8066
- 牧場ようちえん ぽっこ ☎090-3442-0178(上村)



問 幼児教育課 幼児教育係 ☎72-2101(内線623・624)



令和7年度に、保育園・認定こども園(以下「保育園等」という。)に入所を希望される児童の入所受付が始まります。

- ① 初めて入所を予定している家庭は、以下の手順で入所受付を行ってください。
 - ② 現在、保育園等に入所している家庭は、10月頃に保育園等から別途お知らせします。
- ※広域入所児童は除きます。



入所受付のホームページ
はこちらから！

入所できる児童

生後6ヶ月以上の児童で、保護者が「保育を必要とする事由」に該当する場合に2号・3号認定に区分され、保育園等に入所することができます。

なお、「保育を必要とする事由」に該当しない場合でも、1号認定として入所できる場合があります。

《保育の必要性の認定》

認定区分	対象年齢	保育を必要とする事由	保育時間
1号認定	満3歳以上	該当なし	教育標準時間(6時間)
			保育標準時間(11時間)
2号認定	満3歳以上	該当あり	保育短時間(8時間)
			保育標準時間(11時間)
3号認定	満3歳未満	該当あり	保育標準時間(11時間)
			保育短時間(8時間)

- ・対象年齢は、令和7年4月1日現在です。
- ・保育時間は就労等の時間によって決まります。

《保育を必要とする事由》

児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育を必要とする事由に該当していること。

- ① 月64時間以上の就労(フルタイム・パートタイム勤務、内職、自営業等)原則として労働に見合った対価を給与又は報酬等として受け取っている。
※保育短時間：月64時間以上の就労を常態
※保育標準時間：月120時間以上の就労を常態
- ② 妊娠、出産(産前3か月・産後6か月)
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 震災、火災、風水害等での災害復旧
- ⑥ 起業準備を含む求職活動(入所月を含む3か月間)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 育児休業、育児(3歳未満児を家庭で育児している。 ※3歳以上児に限り適応)
- ⑨ 市長が認める①～⑧に類する状態にある



以下の方も令和6年10月に申し込みが必要です

- 1 令和7年度の途中から入園したい(〈例〉令和7年6月から預けたい)
- 2 令和8年度4月から1日保育で預けたい(令和8年3月1日から慣らし保育が必要となります。)
- 3 これから出産予定で令和7年度中に保育園に預けて復職したい
- 4 令和7年度中の里帰り出産時に市外の保育園に預けたい
- 5 茅野市外の職場に近い保育園に預けたい

※茅野市に在住で、「保護者双方の就労先が茅野市外にあり、就労時間と通勤時間を考慮したときに、開所時間内では送迎ができない」などの理由が認められる場合に限り、他市町村の保育園を選択することができます。この場合は、市町村間で調整が必要になりますので、幼児教育課に直接ご相談ください。

